

令和6年版

暴力団対策資料

暴力団追放
プラスワン
三ない運動+1の推進!
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない
暴力団を利用しない
+ 暴力団と交際しない

全国統一標語
大丈夫? バイトのつもりが詐欺加担



上州くん

みやまちゃん

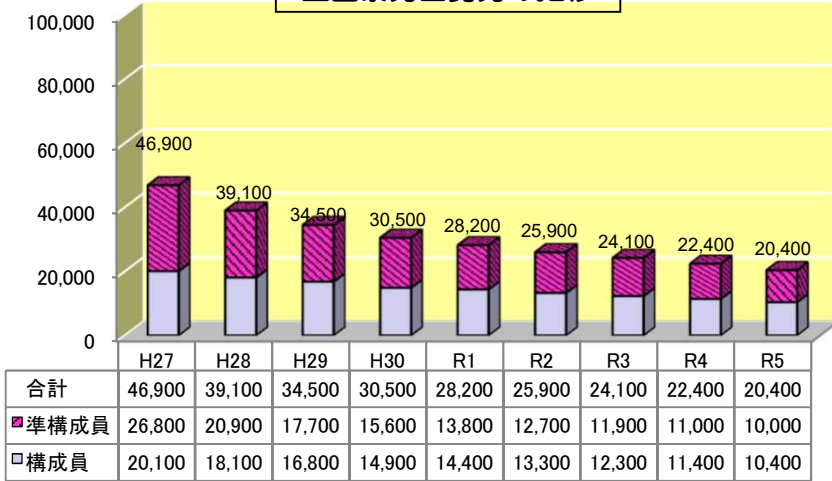
群馬県警察本部

暴力団情勢

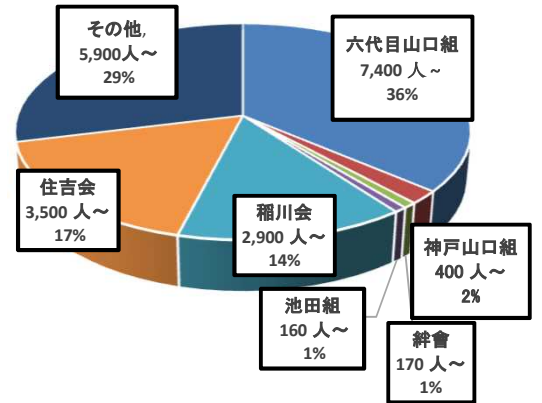
1 全国の暴力団勢力

- 暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」のことをいいます。
- 暴力団構成員及び準構成員等の数は、令和5年末現在、20,400人（前年比-2,000人）と統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しました。

全国暴力団勢力の推移

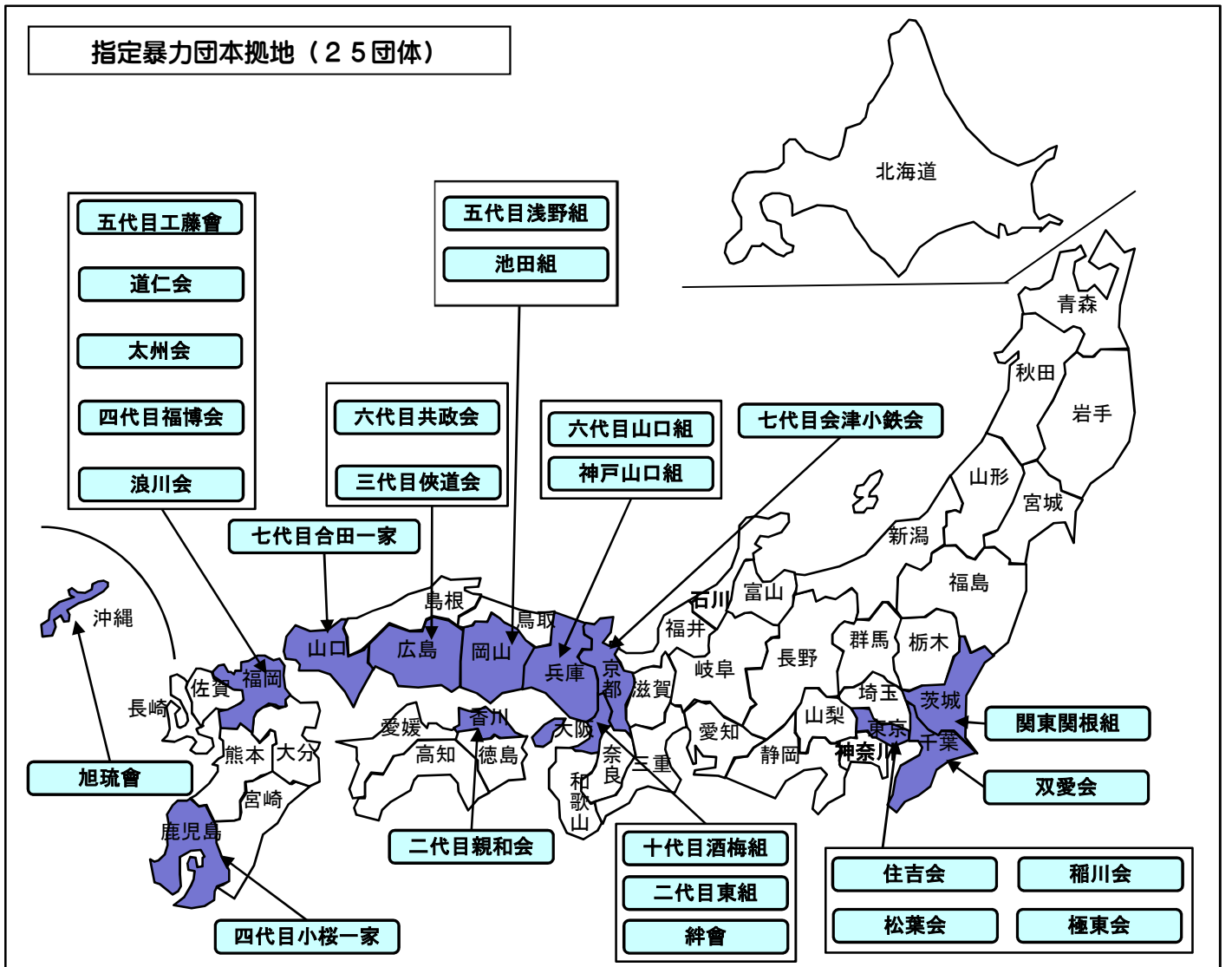


全国団体別暴力団勢力



注：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

指定暴力団本拠地（25団体）



指定暴力団一覧表(25団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約3,500人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県	約1,700人
3	住吉会	東京都新宿区新宿7-26-7	小川 修	1都1道1府14県	約2,200人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約200人
5	旭 琉 會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山 克博	1県	約210人
6	七代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約120人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約40人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約50人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約320人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約90人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約60人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正 秀	1府	約10人
17	極 東 会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約310人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約60人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤 義克	1都7県	約300人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約70人
21	浪 川 会	福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政 浩	1都5県	約150人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡 1379-10	井上 邦雄	1都2府7県	約140人
23	絆 會	大阪府大阪市中央区島之内1-14-14	金 禎 紀	1都1道1府9県	約60人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約90人
25	池 田 組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝 志	1道3県	約60人

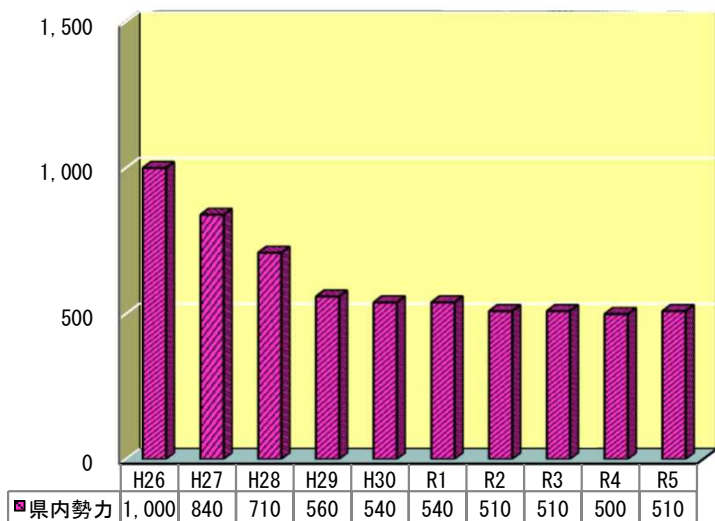
注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和5年末現在のものを示している。

注2：令和5年末における全暴力団構成員数(約1万400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の比率は95.2%である。

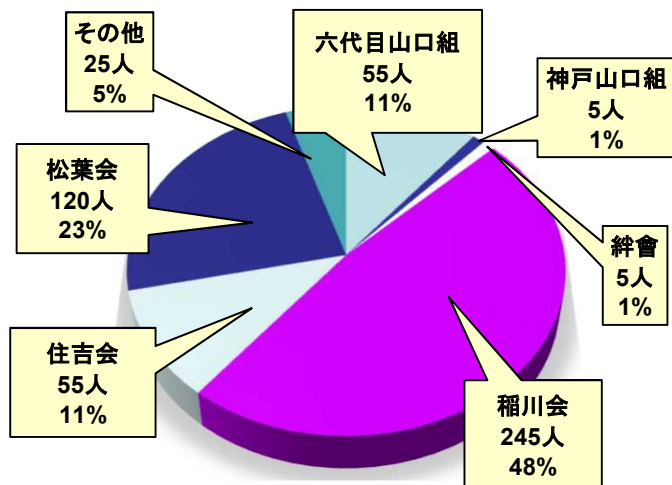
2 県内の暴力団勢力

- 令和5年末現在、510人（前年比+10人）
- 県内の主要勢力（六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、松葉会、住吉会）が全体の約95%

県内暴力団勢力の推移



県内団体別暴力団勢力



県内各警察署別暴力団勢力数



※ 図中の勢力数については、令和5年末現在の県内勢力数を元に算出している。
 勢力数は、暴力団事務所の所在地等を基準としており、暴力団の居住数ではない。

3 暴力団の特徴

(1) 凶悪化

暴力団は、自己の意に沿わない事業者に対して、拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火等といった報復、見せしめとみられる襲撃事件を敢行したり、組織内部の争いから、銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、凶悪事件を敢行しています。

(2) 不透明化

暴力団対策法が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿等に構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠ぺいする傾向が強まっています。

また、活動形態においても、社会運動や政治活動を仮装、標ぼうするなど、不透明化の傾向が一層顕著になってきています。

(3) 資金獲得活動の多様化

覚醒剤、賭博等の伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

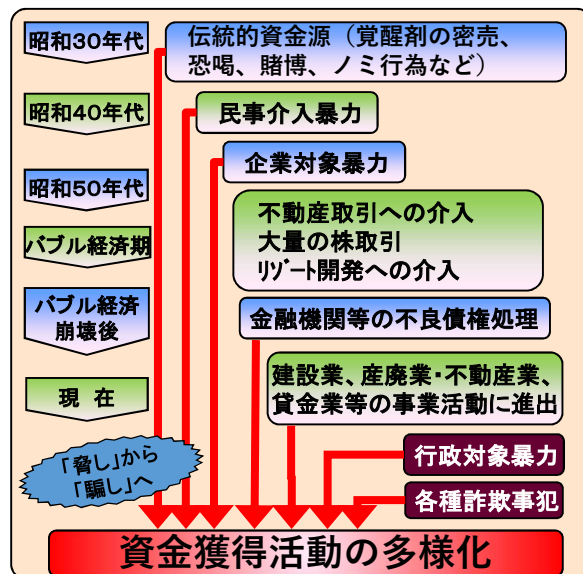
また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や特殊詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

(4) 寡占化

六代目山口組、神戸山口組、絆會及び池田組並びに住吉会及び稲川会（以下「主要団体等」といいます。）などの大規模暴力団による組織勢力の寡占化が続いています。

令和5年末のこれらの主要団体の暴力団構成員等の総数は、14,500人で、暴力団全体の71.1%を占めています。

【暴力団の資金獲得活動の変遷】



4 暴力団勢力に対する取締り

最近の暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っています。

特に近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれます。

令和5年中の県内検挙事例

【強要事犯】

○ 稲川会傘下幹部（当時64歳）が、暴力団幹部である立場を利用し、被害者を自身の息子が契約する不動産の連帯保証人にしようと企て、県内の飲食店に被害者を呼び出し、被害者を威圧して畏怖させた上、不動産契約書類の連帯保証人欄への署名を強要等したもの。

【恐喝事犯】

○ 六代目山口組傘下組員（当時54歳）は、予てからの債務者に対し、金利返済名目で毎月100万円を支払うよう要求し、令和元年7月から令和2年3月下旬ころまでの間現金合計1,170万円を脅し取ったもの。

【詐欺事犯】

○ 松葉会傘下組員（当時52歳）は、自身の関係者と共謀し、アパートの賃借権を不正に取得しようと考え、賃借したアパートの部屋を暴力団関係者に使用させることを隠し、上記関係者に賃貸借契約を締結させ、賃借権を不正にだまし取ったもの。



(1) 暴力団勢力の検挙状況

	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
全国	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610
群馬県	444	427	438	400	364	350	351	293	236	233

(2) 組織別検挙人員(群馬県)

	六代目山口組	神戸山口組	絆會	稲川会	住吉会	松葉会	その他	合計
令和5年中	44	0	0	133	27	26	3	233
前年比	13	0	0	13	-5	-13	-11	-3

(3) 罪種別検挙人員(群馬県)

	覚醒剤	窃盗	傷害	暴行	詐欺	その他	合計
令和5年中	24	37	27	16	36	93	233
前年比	-7	2	-1	2	12	-11	-3

5 暴力団に対する中止命令・再発防止命令等の発出状況

公安委員会は暴力団対策法に基づき、指定暴力団員による暴力的要求行為（次ページ参照）に対し、中止命令や再発防止命令を発することができます。

中止命令及び再発防止命令等の件数（過去10年）

	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
全国	1,687 (52)	1,368 (54)	1,337 (41)	1,369 (48)	1,267 (67)	1,112 (61)	1,134 (72)	866 (51)	877 (32)	964 (30)
群馬県	9 (1)	16 (0)	18 (5)	15 (2)	12 (3)	17 (3)	18 (4)	15 (1)	9 (1)	15 (0)

※（ ）は再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出数を外数として計上



中止命令とは

指定暴力団員によって一定の禁止行為が現に行われ、その相手方の生活の平穏が害されたり、困惑している場合、これを中止させようとするものです。

中止命令事例

- 稲川会傘下組織組員(当時35歳)が、自己の組織の縄張り内で営業している飲食店経営者に対し、「ママ、月末に集金に来るよ。」等と告げて、自己が所属する指定暴力団の威力を示し、みかじめ料として現金を要求したもの。

(令和5年、藤岡)



再発防止命令とは

一定の禁止行為が将来にわたって反復して行われる『おそれ』がある場合にその再発を防止するため、1年を超えない範囲内の期間を定めて、予防上必要な事項を命令するものです。

再発防止命令事例

- 住吉会傘下組織組員(当時23歳)が、自身が暴力団員であることを知っている知人に対し、「土下座か、ボコボコにされるか、金で解決するかどれか選べ」などと告げ、自己が所属する指定暴力団の威力を示して、制裁金名目に金員を要求し、更に別の知人に対しても、同様の行為をしたことから、1年間、更に反復して前記行為と類似の暴力的要求行為をしてはならないよう命じたもの。(令和4年、伊勢崎)

暴力団対策法 (第9条) で禁止されている

27 の行為

暴力的要求行為

準暴力的要求行為

1 口止め料を要求する行為



人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかつて、口止め料として金品等を要求する行為

2 寄付金や賛助金等を要求する行為



人に対して、寄付金・賛助金、その他名目のいかに問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為

3 下請参入等を要求する行為



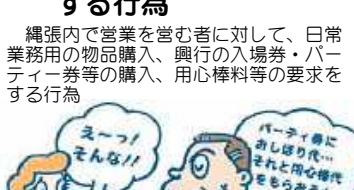
建設工事等の請負業務の発(受)注者に対して、その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為

4 みかじめ料を要求する行為



縄張内で営業を営む者に対して、あいさつ料・みかじめ料等名目のいかに問わず金品を要求する行為

5 用心棒料等を要求する行為



縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティー券等の購入、用心棒料等の要求する行為

6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債権者に対し、履行を要求する行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債権者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為



人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為

9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

金銭貸借業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸借業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為

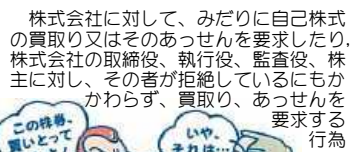


10 不当な金融商品取引を要求する行為(拡大)



証券会社及び投資顧問・運用業等金融商品取引を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと又は証券会社に対して、著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為

11 不当な株式の買取り等を要求する行為



株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為

12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為(新設)

銀行に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



13 不当な地上げをする行為

正当に使用する権利に基づいて、建物やその敷地を使用している者に対し、その意に反して、これらの明渡しを要求する行為



14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為



土地・建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり（支配の誇示）して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為

15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為（新設）



宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換すること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為

16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為（新設）



宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の賃借をすることをみだりに要求する行為

17 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為（新設）



建設業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為

18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為（新設）



暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為

19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為



人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為

20 因縁を付けて金品等を要求する行為



人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目であるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁をつけて損失補てんを要求する行為

21 許認可等を要求する行為



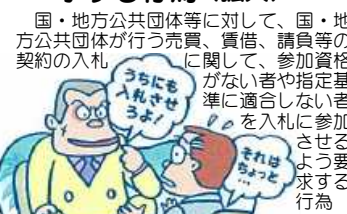
行政庁に対して、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするように要求したり、不利益処分等の要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求する行為

22 許認可等をしないことを要求する行為

行政庁に対して、許認可等の要件に該当するのに許認可等をしないよう要求したり、不利益処分等の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為



23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為（拡大）



国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体が行う売買、賃借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がない者や指定基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為

24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為（拡大）



国・公共団体等に対して、国・地方公共団体が行う売買、賃借、請負等の契約の入札に関して、参加資格のある者や指定基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為

25 人に対し公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為（新設）



人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、賃借、請負等の契約に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申し込みをするをみだりに要求する行為

26 公共事務事業の契約の相手方に対することを要求する行為（拡大）



国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体が行う売買、賃借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為

27 公共事務事業の契約の相手方に対する指導等を要求する行為（拡大）



国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、賃借、請負等の契約の相手方に、下請け等の発注や資材・物品を納入させるように指導・助言等をするをみだりに要求する行為

6 群馬県暴力団排除条例の適用状況

公安委員会は、暴力団排除条例に基づく義務違反者に対する措置として、調査及び立入り、勧告、事実の公表、命令をすることができます。

このほか、本条例の禁止行為に関する罰則も設けられています。

※条例の概要は、P 1 2 を参照。

群馬県内条例違反適用状況

	令3年	令4年	令5年
違反件数	1	4	0
勧告者・ 検挙者数	8	5	0

勧告事例

- 自動車販売業者が、相手が暴力団員であることを知りながら、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で普通乗用自動車1台を販売したことから、同社に対する勧告を実施したものの。(令和4年)

7 暴力団事務所の撤去活動

警察では、群馬県暴力追放運動推進センター、群馬弁護士会等と連携し暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っています。

暴力団事務所撤去事例

- 警察、群馬県暴力追放運動推進センター、群馬弁護士会の三者で開催した「民事介入暴力1日無料相談所」で受理した相談を端緒に、稲川会傘下組織の暴力団事務所になってしまった建物の所有者が、前記三者と連携して、同組織組長に対し、平成31年1月、建物明渡等を求める訴訟を提起したところ、令和元年7月、同組長が解決金を支払ったことで和解が成立し、同年8月、建物の明渡しが完了し、暴力団事務所が撤去されたもの。(令和元年、富岡)

8 地域住民等による暴力団排除活動

暴力団を壊滅するためには、警察の取締りなどにあわせて、県民一人一人が暴力団排除の意識を盛り上げる必要があります。

警察では、全国各地の地域や職域の暴排組織の拡充・強化を図るとともに、地域住民や関係機関、団体と一体となった暴力団排除活動を推進しています。



「みかじめ料等縁切り同盟」

平成22年以降、高知県に続いて縁切り同盟結成の動きが全国に広がり、栃木県、山形県、秋田県、群馬県、岩手県、新潟県、長崎県、宮崎県等で、それぞれ地域・職域の縁切り同盟が結成されています。

○ 群馬県内の縁切り同盟

- 平成25年 4月設立 「草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟」
- 平成25年12月設立 「中之条町みかじめ料等縁切り同盟」
- 令和 2年 1月設立 「みなかみ町みかじめ料等縁切り同盟」

9 暴力団排除活動に対する支援

○ 暴力団情報の提供

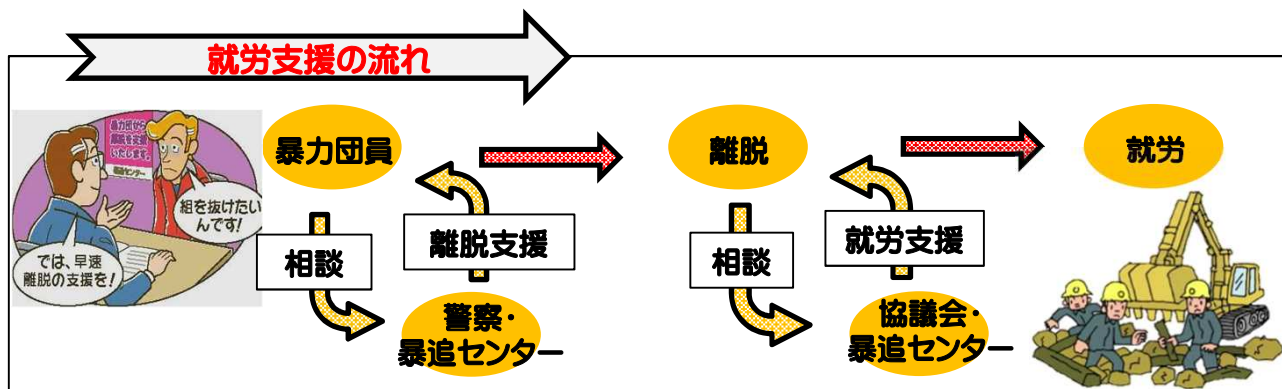
暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が強まっています。

警察では、こうした要請に応えるため、暴力団排除等の公益目的達成のために暴力団情報が必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければその目的を達成することが困難な場合において、情報提供の正当性、必要性を検討し、情報の正確性を確保した上で、暴力団情報を提供しています。

10 暴力団員の社会復帰対策の推進 ～暴力団組織の人的基盤剥奪～

暴力団を壊滅させるためには、その構成員を一人でも多く組織から離脱させるとともに、離脱希望者の社会復帰を促すことが必要です。

群馬県警察では、平成31年3月に策定された「群馬県再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進しています。



◆ 群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会 ◆

平成5年に設立した「群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就労支援活動を行っており、現在離脱者の受入先として33の企業に協力いただいております。設立から令和5年末までに20人の離脱者を支援して就労に結びつけています。

企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念をもつこともあるかと思いますが、警察や暴追センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対しては事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認したうえ、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

つきましては、暴力団離脱者の就労支援に協賛いただける企業様におかれましては群馬県警察又は群馬県暴力追放運動推進センターにご連絡くださいますようお願い致します。



離脱及び就労支援の事例

【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員甲が群馬県暴力団追放運動推進センターを訪れ、離脱支援を申し出たことから、甲を最寄りの警察署に招致し、警察官が離脱の意思に関して事情聴取を行ったところ、真に暴力団組織からの離脱意思を有していると判断し、甲を同組織から脱退させ、離脱支援が完了した。

その後、甲は就労意欲が高く、社会復帰しようとする強い意志があると認められたことから群馬県警察、群馬県暴力団追放運動推進センター、関係機関・団体から構成される群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会において就労支援を行った結果、就労に至ったもの（令和2年）

暴力団離脱者からの手紙の紹介

○ 『小さな母の背中』(元暴力団幹部からの手紙)

「人より上になりたい」という気持ちで暴力団幹部まで上り詰めましたが、私の強さという考えの履き違えで罪を犯し、何度も逮捕されて刑務所へ送られてしまう生活でした。

組のためにとしてきた上納金や犯罪も逮捕されれば、組織の人間はまるで私と無関係のような対応でした。

けれど、私の母は何度逮捕されても毎日のように面会に来てくれました。

私は、母子家庭で育ち母に迷惑ばかりかけており、面会の時に母が涙を流しながら「何回裏切られても信じているからね。お母さんが生きていううちに変わって。」という言葉。

そして、母の小さな背中を見てヤクザを辞める事を決めました。

「もう暴力団から足を洗う。」... 最後に務めた刑務所で暴力団離脱指導を受けて、組織に脱会届を出しても組織からの返事はなく、私が出所した次の日に県警本部に行き、暴力団を抜ける手続きをしました。

ですが、組織の人はしつこく「ケジメとれ」とか「金をつめろ」とか言ってきましたが、私の心は硬く「なにをされても金もつめなければ指もつめない。それ以上言うなら出る所へ出ます。」と言う事が出来ました。

その言葉が言えたのも暴力団担当の刑事さんのおかげで、今の生活があります。

元暴力団という事でやっと決まった仕事も解雇になってしまったり、内定取り消しになったこともあり、辛い時期もありました。

そんな時、群馬県警の刑事さんが相談に乗ってくれたおかげで、今は安定はしてないけど、誰にも迷惑をかけず生きていられる幸せを感じています。

私は、50才から人生のやり直しでとてもきつい時もあります。

泣きたい時もあります。

でも、ヤクザをやめて本当に良かったと思います。

昔は水と油だった警察が、今では味方で居てくれると思うと心強いです。

ヤクザになる勇気があるならば、あなたも堅気になって全うに生きられると信じてください。元暴力団、そして刑務所を出所したばかりでも、懸命にやっていたら、その姿を見て支えてくれる人も現れます。

生んでくれた母、一緒に居てくれる妻、相談に乗ってくれた暴力団担当の刑事さん、こんな私にも仕事をくれる人に感謝の気持ちを忘れずにこれからも生きていけます。

過去は変えられない 変えられるのは未来だけ そう信じて生きていきます。

○ 『無題』(元暴力団組員からの手紙)

私は何十年とヤクザをやってきました。

ヤクザが嫌いで続けてきた人はいないと思います。

何か魅力があって、それなりに我慢して続けてきたんだと思います。

しかし、今のヤクザは、義理・人情なんてありません。

金があれば上にあがれるのです。

そこに気がつく人はいても、勇気を出せるかで迷ってしまうのです。

今回、警察・関係者の協力で離脱することが出来ました。

有難い事だと思っています。実際カタギになることは大変な事でした。

言葉遣い・態度は身体に染みついたものを出さない努力は並大抵な事ではありませんでした。

でも、こんな努力・我慢はヤクザの時と比べものにならないほど楽なものです。

現在、大型ダンプの運転の仕事に就いています。

会社の人たちと打ち解けることが大変でした。

会社の人に言われた言葉で「なにコラ！」と思うことも何回となく有りました。

しかし、真面目に仕事をしているうちに金の有り難みをこの年にして知りました。

ヤクザを続けようとしている人達は、絶対に金の有り難みを知らないはずで。

早く稼いだ金は、全部自分で使える有り難みを知ってください。

暴力団離脱者を雇用する企業に対する優遇措置

群馬県が発注する建設工事の請負を希望する企業は、全国統一の基準である経営事項審査結果による「客観数値」と、県優良工事表彰を受けた件数等、地域の実情を踏まえ県独自で定める「主観数値」との合計により算出した「総合数値」により級別に格付けされておりますが、令和4・5年度に引き続き、

令和6・7年度の群馬県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目「自立更生支援活動」

の対象に、

- ① 暴力団離脱者社会復帰対策協議会への受入企業登録【5点】
- ② 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者雇用【5点】

が追加されています。

建設工事の請負を希望する企業で、

暴力団員の社会復帰に興味があり、就労支援に協賛したい
優遇措置について具体的な申請方法等を知りたい

場合は、本冊子裏表紙に記載の群馬県警察又は群馬県暴力追放運動推進センターまで気軽にお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習

不当要求防止責任者講習とは？

不当要求防止責任者講習は、暴力団等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を不当要求から守るためのものです。

是非、積極的に受講してください。

受講手続

- ① 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可能）
- ② 公安委員会宛の選任届を事業所を管轄する警察署の刑事課（刑事第二課）へ提出
- ③ 後日、群馬県暴力追放運動推進センターから発出される講習開催の往復案内葉書により受講申込

講習種別

- ・ 選任時講習～責任者に選任された時の講習
- ・ 定期講習～選任時講習受講後、3年毎に受講する講習

講習内容

暴力団情勢、暴力団対策法、暴力団排除条例の解説
暴力団等からの不当要求に対する具体的対応要領
DVD視聴、資料提供
受講修了書交付

受講者に交付される公安委員会の
修了書、ステッカー、教本



※ 事業所単位で一括して講習を開催したい場合は、群馬県暴力追放運動推進センターへ事前相談してください。

不当要求防止責任者選任届のオンライン申請のご案内

令和3年から、警察庁の警察行政手続サイトでの責任者選任届出書のオンライン申請が出来るようになりました。

オンライン申請をご希望の方は、警察行政手続サイト (<https://proc.npa.go.jp/>) からアクセスして必要事項を入力の上、手順に従い、申請をしてください。

※これまでどおり、県内各警察署への持込みによる届出も可能です。

アクセスは、こちら



群馬県暴力団排除条例の概要

(平成22年10月28日公布・平成23年4月1日施行) (令和4年12月23日改正条例公布・令和5年4月1日施行)

○ 条例制定の目的

暴力団は、暴力による威力を背景とした資金獲得活動等により、県民等に多大な脅威を与え、公平な経済活動に支障を及ぼすなど、社会に著しい悪影響をもたらしており、その暴力団を一掃するためには、警察のみならず、県民等が一体となった暴排活動を推進することが必要であるため、県民総ぐるみの活動の具体的かつ明確な方法を規定した。

○ 条例のポイント

▼事業者の責務（6条）

事業活動での暴力団との一切の関係遮断、積極的な相談等

▼暴力団事務所の開設等の禁止（15条）

学校・都市公園等の周辺における暴力団事務所の開設・運営の禁止

⇒違反した場合、罰則（26条）

住居地域等に開設した疑いのある場合⇒行政措置（22条）

… 拒否した場合（28条）

住居地域等に開設した場合⇒行政措置（24条の2）

… 従わない場合（26条）

▼金品等の供与の禁止（17条）

事業者が、暴力団の活動助長等になる情を知って、暴力団員等に金品等を供与すること又はその申込み、約束をすることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼金品等の供与を受けること等の禁止（18条）

暴力団員等が、事業者から金品等の供与を受けることやその要求、約束をすることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼自己又は他人の名義を利用させることの禁止（18条の2）

暴力団員である事実を隠ぺいする目的があることを知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼他人の名義を利用することの禁止（18条の3）

自らが暴力団員である事実を隠ぺいする目的で、他人の名義を利用することの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼暴力団排除特別強化地域の設定（18条の4）

前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市の一部を特別強化地域に設定

▼特定営業者の禁止行為（18条の5）

特別強化地域において営業する特定営業者が、暴力団員等から用心棒の役務を受けること等の禁止

⇒違反した場合、罰則（26条）

▼暴力団員の禁止行為（18条の6）

暴力団員が、特別強化地域で営業する特定営業者に対し用心棒行為の役務を提供すること等の禁止

⇒違反した場合、罰則（26条）

▼施設利用契約の禁止（20条）

旅館、ホテル、ゴルフ場等特定事業者が、暴力団活動の助長等となることを知って、施設利用契約をすることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼不動産譲渡契約の禁止等（21条）

暴力団事務所に使用されることの事情を知って、不動産の譲渡、貸付け契約、契約の媒介、代理をすることの禁止

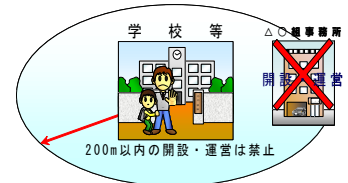
⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼義務違反者に対する行政措置

- ・ 22条 ～ 公安委員会による調査及び立入り、説明又は資料の提出の求め
- ・ 23条 ～ 勧告（暴力団排除に支障を及ぼし又は及ぼす恐れ）
- ・ 24条 ～ 事実の公表（氏名、住所（法人名、代表者氏名、所在地）公表の原因となる事実）
- ・ 24条の2 ～ 暴力団員に対する中止命令

▼罰則

- ・ 26条 ～ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 27条 ～ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 28条 ～ 20万円以下の罰金
- ・ 29条 ～ 行為者及び法人に対する両罰規定



詳しくは、
群馬県警察の
ホームページ
をご覧ください。



このQRコードを
読み取って下さい。

暴力団追放! 「三^{ワン}ない運動 +1」の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です。

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いを見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる。

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる。

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っているカネのための集団です。

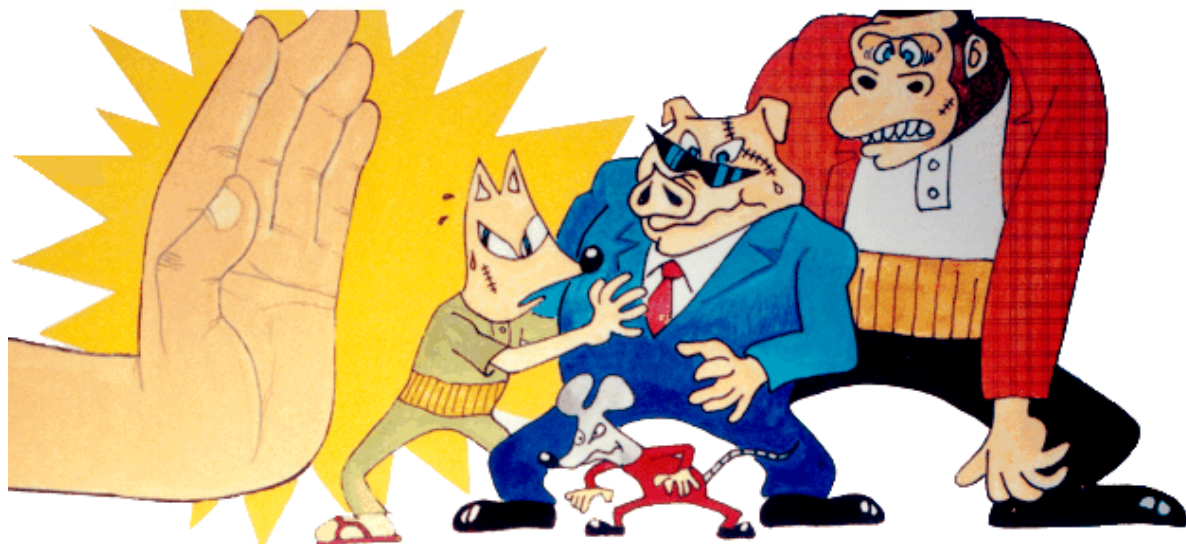
暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団
はあらゆる機会を狙って近づいてくる。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

暴力団が**恐れている**もの、それは、**あなたの暴力団を恐れない「勇気」**なのです。



暴力団等に対する基本的対応要領

大原則(対応の基本)

組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者だけに責任を押し付けることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1

トップの危機管理

★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。

★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



2

体制作り

★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。

★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。

★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。



3

暴力団排除条項の導入

★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、

- 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
- 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約すること

などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4

警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



対応の基本的な心構え 3 か条

1 恐れず、侮らず、毅然と対応

- 毅然とした対応をすることが最も重要
- 資金獲得が目的であり、危害を加えることが目的ではない。
- 暴力団員は基本的に粗暴であることを忘れない。

2 信念と気迫をもって

- 暴力団員は、強い者には弱く、弱い者には限りなく強い。
- 理不尽な要求には屈しないという強い信念と気迫をもって折衝に当たる。

3 冷静な対応

- 挑発に乗るな！ ～ こちらの失言をねらっている。
- 挑発するな！ ～ メンツを潰されたらトラブルの元になる。



有事の対応(不当要求対応要領)

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喚びかかれます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。

相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



対応メモ(例)

対応者氏名	部署名	責任者 記録担当
対応時刻	対応開始	年 月 日() 時 分
	対応終了	年 月 日() 時 分

対応前のチェック事項

- 受付係員等と連携し、来訪者の氏名等の確認、用件及び人数が把握できているか
- 役割分担(総括責任者・記録係・連絡通報係等)ができているか
- 応接場所の選定・配置は適切か(職員が出入り口付近に配置しているか等)
- 録音機器(ICレコーダー、ビデオカメラ等)の準備ができているか

事業所名	
所在地等	所在地 (住所)
代表者	役職 氏名 (年齢)
連絡先	Tel 携帯電話
特徴	(人相、着衣等)
使用車両	車種 ナンバー
複数の場合	氏名 関係性 特徴
対応内容 (要求事項)	<input type="checkbox"/> 会話内容を録音する旨を伝え、録音を開始したか <input type="checkbox"/> 対応可能時間(30分前後)を伝えているか ☆退去するよう伝えた時間 (1回目 時 分、 2回目 時 分) ☆齟齬と取れる発言等 「 」(時 分)

図書等購読要求対応マニュアル

1 基本原則

機関誌（紙）・図書の購読は、個人の自由意志に任されている。
民法上の「契約自由の原則」により必要とするものか否かを判断し、その判断に基づき、相手方に対する明確な意思表示が大切！

2 対応要領

電話による要求を断る場合

- ◎ 電話による要求に対しては「必要ありません」と明確に拒否すること。
「他の会社(役所)の多くが協賛している」、「こちらの主義・主張に反対するのか」、「今回1回限りで結構だ」等と強引に要求されても、「きっぱり拒否」し、その場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事をしない。この場合、**断る理由を告げる必要なし**。

送りつけられてきた図書等を返送する場合

- ◎ 開封前の返送
メモ紙に「**受領拒否**」と記載し、受取人の名前を記載して押印した上、郵便物の宛名面に貼付し、郵便局を通じて返送。
- ◎ 開封後の返送（開封前の宅配便も同じ）
購読拒否の意志を相手方に明確に伝える文書（下記文例参照）を同封の上、「**配達証明郵便**」「**簡易書留**」「**宅配便**」により送付。なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えは保管しておく。

【文例】

当方は、機関誌（紙）〇〇〇を注文した事実もなく、購読する意志もありませんので送付された〇〇は返送します。また今後も購読する意志がないので、送付しないで下さい。

えせ右翼団体等の街宣行為等対応マニュアル

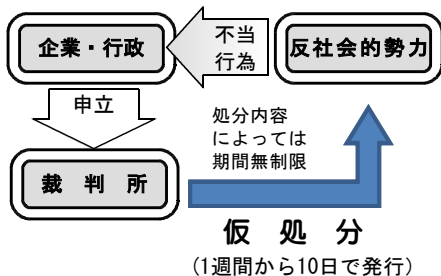
1 具体的対応要領

企業・行政機関等に対する不当要求に応じさせるための手段として、街宣車などを使用した街頭活動を活発に行っているが、これら街宣行為は、裁判所に「**仮処分**」の申立てをすることで対抗することができる。街宣活動禁止の仮処分を申立てするためには、**行為者を特定し、街宣行為の事実を立証**する必要がある。

- 街宣車を撮影（写真・ビデオ等）し、ナンバー・団体名を記録
- 演説や軍歌・誹謗等を録音し、録音の日時・場所を必ず記録
- ※ 各機材による記録だけに頼らず、必ずメモ等により文書化を！

2 仮処分

仮処分とは



裁判の結果を待っていたのでは、被害の回復が遅延又は著しく困難になるため、「現状変更を禁じる」、「争いのある権利関係につき仮の地位を定める」等をして、権利を保護するための制度であり、裁判の一種であることから被害者の申立てにより開始される。通常は、弁護士を訴訟代理人として申立書を裁判所に提出することになるが、裁判所に「仮処分」の申立てをすることにより、**相手方の行為によって生じる危険や困難から救済**されることとなる。

○ 仮処分の種類

- * 面談強要禁止、架電禁止の仮処分 ～ 執拗な面会要求や架電に対して
- * 立入禁止、妨害行為禁止の仮処分 ～ 嫌がらせのための訪問や工事現場での妨害行為に対して
- * 街宣活動禁止、文書配付禁止の仮処分 ～ 執拗な街宣活動に対して

「準暴力団」、「匿名・流動型犯罪グループ」の動向と警察の取組

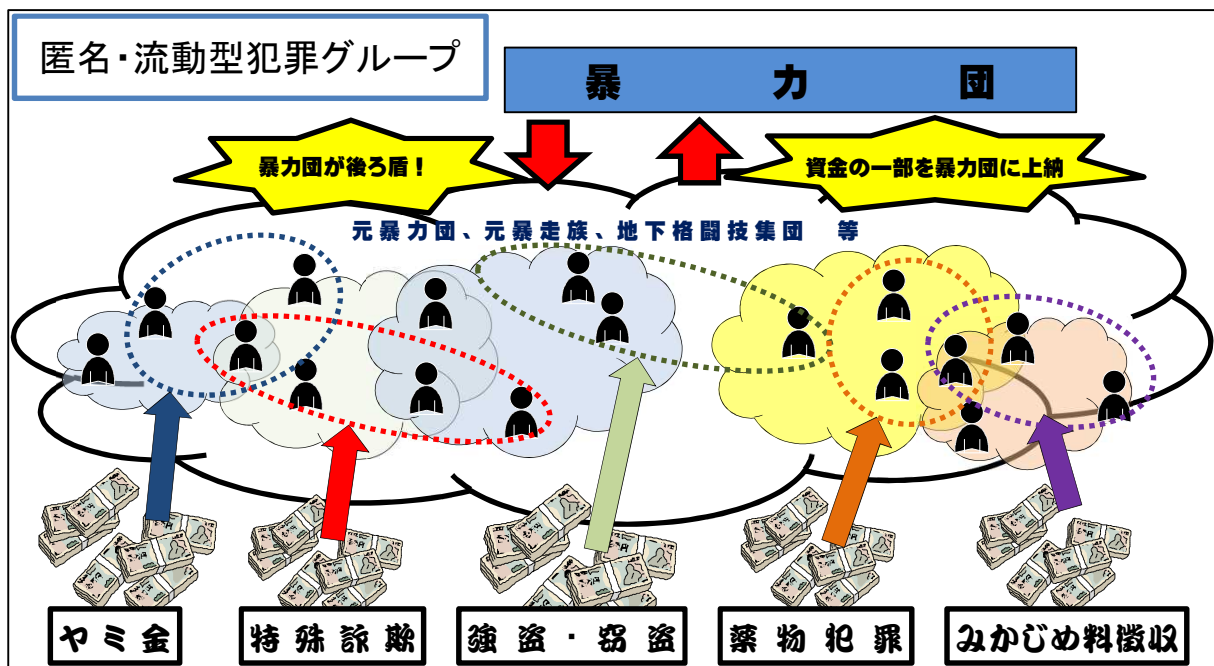
○準暴力団

暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている例がみられるところ、こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めています。

○匿名・流動型犯罪グループ

近年、準暴力団として位置付けられる集団以外に、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられ、治安対策上の脅威となっています。これらの集団は、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況が見られます。こうした情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めています。

また、匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような集団の中には、暴力団と匿名・流動型犯罪グループとの結節点の役割を果たす者が存在するとみられます。



匿名・流動型犯罪グループの事例

表向きにはラップグループとして活動している集団を特殊詐欺事件の捜査過程で把握したことを端緒として、同集団に対する実態解明を進めた結果、同集団がSNSを利用して大麻の密売をしていることが明らかになった。令和4年9月までに、同集団のリーダーの男(26)ら13人を詐欺罪、大麻取締法違反(営利目的譲渡)等で検挙し、同集団を壊滅させた(群馬、沖縄)。

警察の取組



警察では、匿名・流動型犯罪グループの動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、侵入強盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、匿名・流動型犯罪グループに係る事案を把握するなどした場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めています。

※『令和5年版 警察白書』参照

暴力団関係相談窓口一覧表

暴力団問題で困っている方の窓口は

- ◆群馬県警察本部「組織犯罪対策課」 027-243-0110 (代)
- ◆群馬県警察本部「警察安全相談室」 027-224-8080
- ◆足抜けコール（暴力団離脱相談電話） 027-223-9386
- ◆公益財団法人
群馬県暴力追放運動推進センター 027-254-1100
- ◆群馬弁護士会 027-233-4804

※県内各警察署の刑事課・刑事第二課でも常時相談を受けております。

各警察署の電話番号

前橋警察署 027-252-0110	前橋東警察署 027-225-0110	高崎警察署 027-328-0110	高崎北警察署 027-371-0110
藤岡警察署 0274-22-0110	富岡警察署 0274-62-0110	安中警察署 027-381-0110	伊勢崎警察署 0270-26-0110
太田警察署 0276-33-0110	大泉警察署 0276-62-0110	館林警察署 0276-75-0110	桐生警察署 0277-43-0110
渋川警察署 0279-23-0110	沼田警察署 0278-22-0110	吾妻警察署 0279-68-0110	長野原警察署 0279-82-0110